

男性育業推進リーダー

設置企業を募集します！

6月14日
募集開始

奨励金 **100**万円

※中小・中堅企業等のみ

東京都では、育業^(※)経験のある男性を「男性育業推進リーダー」として設置し、男性育業を社内に広めるための課題の洗い出し等を行い、その実施を社内外に推進した企業等を「男性育業推進リーダー設置企業」として認定します。さらに、中小・中堅企業等は、認定と併せて奨励金(100万円)の交付を受けることができます！

※育業について

東京都は、育休を取得しやすい社会の雰囲気づくりのため、育休の「休む」というイメージを一新する愛称を募集し、多数のご応募の中から選ばれた愛称「育業」を決定いたしました。



認定制度の概要

対象

都内に本店登記があり、かつ、都内で事業を営んでいる企業等 ※大企業を含みます。

要件

- 都内勤務の常用労働者を5名以上、かつ、6か月以上継続して雇用していること
- 都内で事業を営んでいるグループ企業又は連携企業等が1社以上あること
- 直近2か年度に、同一の子につき合計30日以上の子育てをした男性労働者等が1名以上いること
- 直近2か年度分を通算した男性育業取得率が79%以下であること
- 直近2か年度に、配偶者が出産した男性労働者が、中小企業等は1人以上、中堅企業等及び大企業等は3人以上いること

その他にも要件があります。詳細はTOKYOはたらくネットでご確認ください。

事業の主な流れ

a 認定制度と奨励事業を同時に実施する場合(中小・中堅企業等)



b 認定制度のみ実施する場合(大企業等)



スケジュール

a	奨励金 事前エントリー受付期間	奨励金 申請書類提出期限	認定制度(奨励事業) 実施期間	奨励金 報告書類提出期限	奨励金 交付予定社数
第1回	6月14日(金)14時 ～6月28日(金)17時	7月19日(金)	8月23日(金) ～12月 5日(木)	12月20日(金)	30社
第2回	8月19日(月)10時 ～8月30日(金)17時	9月20日(金)	10月19日(土) ～1月31日(金)	2月14日(金)	30社
第3回	9月10日(火)10時 ～9月24日(火)17時	10月11日(金)	11月 9日(土) ～2月21日(金)	3月 7日(金)	15社

※申請希望事業者は、事前エントリー受付期間内に事前エントリーを行ってください。
※先着順ではありません。予定社数を上回る場合は抽選を行います。

b	認定届出開始日	認定制度実施期間	認定申請期限	
第1回	6月14日(金)	仮認定を受けてから、任意の15週間で実施していただけます。	12月20日(金)	事業完了日から直後の認定申請期限までに、申請書類を提出してください。
第2回			2月14日(金)	
第3回			3月 7日(金)	

認定制度(奨励事業)の主な取組内容

- 1 男性育業推進に向けた取組の検討及びプロジェクトチームの設置
- 2 男性育業に係る現状と要望等の調査
- 3 研修会への参加
- 4 今後3年間の男性育業取得率の目標設定及び取組計画の策定
現状の取得率より1年で7%以上(3年で計21%以上)上昇するように目標を設定してください。

- 5 グループ企業等との連携・協力
グループ企業等に「男性育業推進サポーター」を1人以上選任し、グループ企業等と連携・協力して男性育業を推進してください。
- 6 社内研修の実施
- 7 取組計画等の社外公表
「男性育業推進リーダー設置企業」として認定後、東京都のホームページでも取組を公表します。

奨励金の概要

中小・中堅企業等、申請要件を満たす奨励対象事業者が、認定制度(奨励事業)1～7を実施し、要件を満たした場合に奨励金(100万円)を交付します。

研修会の概要

男性育業の現状と課題、企業が男性の育業を推進するメリットや必要性、男性育業を推進している企業の取組事例など、男性育業に関する知識を習得できる研修会を開催します。

また、併せて参加者同士で交流を深めながら情報交換をしていただけるWeb交流会も開催します。

詳細はこちら(認定制度(奨励事業)募集要項、様式等のダウンロードは以下をご覧ください)

TOKYOはたらくネット(東京都産業労働局雇用就業部ホームページ)
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/ryoritsu/ikugyoleader/>

お問合せ先

東京都労働相談情報センター 事業普及課(はたらく女性スクエア開設準備室)

電話 03-6431-8192 (9:00～17:00、土日祝日及び12月29日～1月3日を除く)

※お問合せ先が変更となる可能性があります。決まり次第「TOKYOはたらくネット」に掲載します。



●本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。なお、制度融資の中小企業の定義は本事業とは異なります。詳細は、下記URLにてご確認ください。
https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/d8e117838e77684b8d05ce492b996024_3.pdf

●東京都では、就職の機会均等を確保するために、本人の適性と能力に基づく公正な採用選考を実施するよう事業主の皆様のご理解とご協力をお願いしています。詳細は下記URLにてご確認ください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kaizen/kosei/>



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

発行:令和6年6月